

看板改善の補助制度を ご活用ください

- 町では、平成24年度から、看板（屋外広告物）の撤去、改修および移設にかかる費用の一部を助成しています。
- 町の財産であるすばらしい「景観」をさらに守り育てていくために、ぜひ補助金をご活用いただき良好な景観の形成に努めていただきますようお願いいたします。
- ▼実施期限 平成31年3月31日
- ▼補助対象
 - ① 広告板・塔・壁面広告物など（置看板などの簡易広告物を除く）
 - ② 改善費用が諸経費等を除き、1基に付き2万円以上のもの
 - ③ その他要綱に定めるもの

- ▼補助金の額等
 - ① 申請は所有者等、一者に付き1回限り
 - ② 補助割合は事業費（諸経費等含む）の50～70%で、限度額50～70万円
- ※看板の改善基数による変動あり。
※複数の者による共同申請も可。
- ▼問合せ 建設課景観係
☎ 72 6907



平成29年度後期高齢者医療 保険制度の保険料のお知らせ

- 所得の低い方や被用者保険の被扶養者だった方は、特例措置として保険料の軽減措置があります。が、平成29年度から見直されます。
- ▼所得の低い方の軽減措置
 - 総所得金額等から基礎控除額（33万円）を差し引いた額が58万円以下の方への所得割額の特例措置は、5割軽減から2割軽減に見直されます。
 - 均等割額の9割、8.5割軽減の特例措置は、平成29年度においても継続されます。
 - 均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が引き上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が26万5千円から27万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が48万円から49万円に変わります。
 - ▼被用者保険の被扶養者だった方への軽減措置
 - 均等割額が今までの9割軽減から7割軽減に見直されます。
 - なお、所得の低い方への9割、8.5割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。
 - 所得割額は今までどおり、賦課されません。
- ▼問合せ
 - 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎ 028・627・6905（代表）
 - 税務課庶務諸税係 ☎ 72 6936

平成29年度国民健康保険税の課税限度額と 軽減措置判定所得基準の改正のお知らせ

国民健康保険法施行令と那須町国民健康保険条例の改正に伴い、保険税負担の公平性の確保と低所得者層の負担の軽減を図るため那須町国民健康保険税を次のとおり改正しました。

なお、本年度の普通徴収の保険税額は、7月に発送する納税通知書でお知らせします。

▼課税限度額の改正

平成29年度 (改正後)	平成28年度 (改正前)	区分
51万	50万	医療保険分
16万	13万	後期高齢者支援分
14万	10万	介護納付金分
81万	73万	合計

▼軽減措置判定所得基準の改正

平成29年度 (改正後)	平成28年度 (改正前)	軽減種別
世帯の所得の合計額が、 33万円+(27万円×被保険者および 特定同一世帯所属者の数) 以下	世帯の所得の合計額が、 33万円+(26.5万円×被保険者および 特定同一世帯所属者の数) 以下	5割軽減
世帯の所得の合計額が、 33万円+(49万円×被保険者および 特定同一世帯所属者の数) 以下	世帯の所得の合計額が、 33万円+(48万円×被保険者および 特定同一世帯所属者の数) 以下	2割軽減

※国保から後期高齢者医療へ移行したことで国保の被保険者でなくなった方（特定同一世帯所属者）を含めて軽減判定所得基準を算定します。

▼問合せ 税務課庶務諸税係
☎ 72 6936